

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社において、保安・販売の業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日顧客先宅にて配管測量中、家の側面にある立木の枝で左眼を突いてしまい負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、同日、B眼科クリニックに受診し「左角膜上皮びらん、左前房蓄膿」と診断され、その後、平成〇年〇月〇日C病院に転院し「左再発性角膜びらん」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件事故によって本件疾病が発症したとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は請求人に発症した本件疾病は本件事故に起因するものであり、業務上の疾病であると認め、同給付を支給する旨の決定をした。

その後、請求人は、加療を継続した結果、平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後左眼の視力低下が残存障害であるとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した左眼の視力低下は本件事故による残存障害とは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、本件疾病の治ゆ後に残存する視力低下は本件事故に起因するものであると主張するので、以下において検討する。

本件事故以前から、請求人を診察していたD医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、平成〇年〇月の時点では0.3であった請求人の左眼の視力が平成〇年〇月〇日には0.06まで低下したとし、その原因については不明と述べている。

このため、D医師から検査の依頼を受けたE医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、眼圧は正常範囲内であり、限界フリッカ値の低下はなく、眼底異常もなく、網膜電図の異常も認めないため、視力低下の説明がつかなかったことから、心因性視力障害、詐盲が鑑別診断として残る、と述べている。

また、F医師は、労働基準監督署担当官との面談において、要旨、らせん視野、管状視野の検査は陰性であることから、眼神経症ではなく、B眼科クリニック、C病院で行った諸検査の結果を合わせて考慮しても、現在残存している視力低下の原因について全く不明であると述べている。

以上から総合的に判断すると、請求人の視力低下は、複数の施設において外傷による視力低下と決定する所見はないと判断されており、当審査会としても、F

医師の意見は妥当であると認められる。したがって、請求人は、本件事故後に視力が低下しているものの、視力低下と本件事故との間に医学的な因果関係を認めることはできない。

- 3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。